

2022年9月15日

各 位

川崎市営霊園パートナーズ
代表企業 西武造園株式会社

当社元社員による墓地管理料等の着服に関するお詫びとお知らせ

今般、川崎市より川崎市営霊園（早野聖地公園及び緑ヶ丘霊園。以下総称して「市営霊園」といいます。）の管理運営業務を受託しております川崎市営霊園パートナーズ（代表者：当社。以下「パートナーズ」といいます。）において、当社元社員（以下「当該元社員」といいます。）が早野聖地公園にて墓地管理料等を着服していたことが判明いたしました。

このような事態を招いたことは極めて遺憾であり、川崎市、市営霊園のご使用者さま及び関係の皆さまに多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、かかる事態を厳粛にかつ重く受け止め、再発防止に向けて取り組んでまいります。

記

1. 不正行為の概要

(1) 川崎市より管理運営業務を受託しております早野聖地公園において、当該元社員は、ご使用者さまが霊園事務所窓口にてお支払いをされた墓地管理料を、川崎市への入金手続きを行うことなく、着服いたしました。

市営霊園の墓地管理料は、銀行やコンビニエンスストア等での支払いのほか、霊園事務所窓口にて直接現金で支払うことが可能となっています。霊園事務所窓口で墓地管理料が支払われた場合には、霊園事務所のシステムにおいて墓地管理料が支払われたことを入力し、ご使用者さま窓口支払い専用の領収書を交付するとともに、川崎市の指定する金融機関へ入金することになっております。

本年7月、早野聖地公園において、霊園職員が令和4年度の墓地管理料を霊園事務所窓口にてお支払いされたご使用者さまに、霊園事務所のシステム上、令和3年度分の墓地管理料が未納となっていたため、その旨をお伝えしたところ、ご使用者さまから霊園職員に対し、令和3年度も霊園事務所窓口にて支払い済であるとお申し出とともに、令和3年度分の墓地管理料を霊園事務所窓口にてお支払いいただいた際の領収書も提示されました。ご使用者さまから提示された領収書は、霊園事務所窓口にて墓地管理料をお支払いいただいた際にお渡しする正規の領収書ではないものでした。

これを受け、当社において調査したところ、当該元社員が、令和2年7月から同年9月の令和2年度の墓地管理料納入期間及び令和3年7月から同年9月の令和3年度の墓地管理料納入期間に、早野聖地公園の霊園事務所窓口にてご使用者さまから当該年度の墓地管理料を現金にて受領した際、霊園事務所のシステムに墓地管理料が支払われたことの入力、川崎市の指定する金融機関への入金等の正規の手続きを行わず、受領した現金を着服していたことが判明いたしました。

(2) 上記(1)に加え、パートナーズが市営霊園の管理運営業務を行うにあたり、当社からパートナーズに対して、釣銭用の現金及び小口現金を貸与していましたが、当該元社員は、この釣銭用の現金 30,000 円及び小口現金 100,000 円についても着服しておりました。

2. 当該元社員による着服が確認された墓地管理料等

(1) 着服が確認された墓地管理料

対象霊園：早野聖地公園

着服件数：17件（令和2年度分：7件、令和3年度分：10件）

合計金額：107,400円

(2) 着服が確認された当社が貸与した釣銭及び小口現金

合計金額：130,000円

3. 経過

- ・令和4年7月 令和4年度分の墓地管理料のお支払いのために来所されたご使用者さま（合計3名）に令和3年度分の墓地管理料が未納であるとお伝えしたところ、令和3年度分は直接窓口で支払っているとお申し出があり、パートナーズの領収印が押印された納入通知書・領収書が提出される。
- ・令和4年8月 9日 早野聖地公園現所長が西武造園に報告。
- ・同日以降 当社にて当該元社員の聴取を含め、社内調査を実施。
- ・令和4年8月26日 当社より川崎市に報告。
- ・令和4年9月 3日以降 平成28年以降の墓地管理料が未納となっているご使用者さまに対して墓地管理料の支払状況に関する電話確認を実施。
- ・令和4年9月 8日以降 当社による市営霊園全社員への聞き取り調査を実施。

4. 原因

ご使用者さまが墓地管理料を霊園事務所窓口にて直接お支払いされる際、通常は複数の社員により窓口における納金対応を行うこととしていますが、明確にはルール化されておらず、本件発生の際は、他の社員が他のご使用者さまへの窓口対応や電話対応、園内対応などをしていたことで、当該元社員が1人で窓口における納金対応を行う状況となった際に、着服が行われていました。

複数の社員で窓口における納金対応をすることができない状況が発生し、かつそのチェック機能が存在していなかったことが本件事案を招いた原因の一つと考えております。

また、当社が貸与した釣銭及び小口現金についても当該元社員が所長という立場を悪用し、着服していました。

5. 当社の対応について

- (1) 本件発覚後、川崎市に報告・相談し、調査を進めてまいりました。

- (2) 当該元社員による着服により川崎市への納入が適切に行われていない墓地管理料につきましては当社から川崎市へ速やかに納入を行うほか、ご使用者さまのお支払い状況を適切に反映するために必要な対応を実施いたします。
- (3) 当該元社員による墓地管理料の着服により支払いの重複が確認された場合におきましては、ご使用者さまに対して、丁寧なご説明と謝罪をいたしますとともに、墓地管理料を返金するなどの必要な対応を速やかに実施いたします。
- (4) 現時点において、当該元社員による着服が確認された17件の他にも、墓地管理料の支払状況に関する電話確認の結果を踏まえて、着服行為の有無を引き続き調査している案件が29件あり、また、電話確認において連絡がとれていないご使用者さまもいらっしゃいます。これらの事案についても必要な調査を行い、調査結果を踏まえて、当社による川崎市への納入など適切な対応を速やかに実施いたします。
- (5) 当該元社員による着服金額については、当社から当該元社員に対して返還を請求いたします。

6. 再発防止策

- (1) 窓口での対応手順を見直し、窓口における墓地管理料の納金処理確認を複数の社員で行うことを徹底いたします。また、窓口における社員の業務状況を動画記録すること、金銭收受の際に窓口社員が直接、金銭を收受することを避けるための取り組みを検討してまいります。
- (2) 従前より、内部統制の強化には取り組んでまいりましたが、今般の事態を踏まえて、管理体制を一層強化してまいります。全社的には、本事案の水平展開を図るとともに、各施設にて従事する社員及びスタッフに対し、改めて継続的なコンプライアンス研修を実施することで、信頼を取り戻すべく、全社を挙げて取り組んでまいります。

以上